

東京国際空港国際線地区エプロン等整備等事業 入札説明書・同添付資料 正誤表（9月30日）

資料名	ページ	行数	項目等	誤	正
事業契約書（案）	6	27	第4条第2項	対等額	対当額
事業契約書（案）	9	26	第13条第1項	事業者は、本契約の締結後14日以内に本契約、業務要求水準書、入札説明書等及び提案資料に基づき、国が別途指定する様式によるサービス対価の内訳書及び事業工程表を作成のうえ国に提出し、確認を受けなければならない。	事業者は、本契約の締結後速やかに、本契約、業務要求水準書、入札説明書等及び提案資料に基づき、国が別途指定する様式によるサービス対価の内訳書及び事業工程表を作成のうえ国に提出し、承諾を得なければならない。
事業契約書（案）	10	2	第13条第4項	事業者は、第1項に規定するサービス対価の内訳書を、設計業務の完了した時点において、その費用を明確化し、本件事業用地引渡予定日の30日前において、その内容を確定するものとする。	事業者は、第1項に規定するサービス対価の内訳書及び事業工程表を、設計業務の完了後速やかに、設計図書に基づきその内容を明確化のうえ国に提出し、承諾を得なければならない。
事業契約書（案）			第13条第5項	【追加】	5 事業者は、第1項に規定するサービス対価の内訳書を、第43条第4項の完成確認依頼書の提出までに確定のうえ国に提出し、承諾を得なければならない。
事業契約書（案）	10	21	第14条第5項	本契約に定める請求、通知、報告、申出、確認、承諾、解除及び指示は、監視職員を経由して行うものとする。なお、監視職員が次条第1項に規定される事業者の総括代理人に対して	本契約に定める請求、通知、報告、申出、確認、承諾、解除及び指示は、監視職員を経由して行うものとする。この場合においては、監視職員に到達した日をもって国に到達したものとみなす。なお、監視職員が次条第1項に規定される事業者の総括代理人に対して
事業契約書（案）	13	11	第23条第1項	前項の通知	当該通知
事業契約書（案）	13	33	第25条第1項	事業者は、必要に応じ別紙5に示すPFI事業用地内における測量、土質調査その他の関係する調査（以下「調査等」という。）を実施することができる。	事業者は、業務要求水準書に従い別紙5に示すPFI事業用地内の調査を実施する。また、事業者は、必要に応じ、別紙5に示すPFI事業用地内における測量、土質調査その他の関係する調査（以下、本項前段の調査とあわせて「調査等」という。）を実施することができる。
事業契約書（案）	14	19	第25条第5項	損害を負担するものとする。	損害を負担するものとする。
事業契約書（案）	20	13	第38条第1項第一号	ただし、事業者の損害のうち逸失利益は負担しない。	【削除】
事業契約書（案）	22	7	第44条第1項	完成確認依頼書の提出を受けた後、事業者及び	完成確認依頼書の提出を受けた後、当該提出を受けた日から14日以内に事業者及び
事業契約書（案）	23	15	第47条第3項	第1項に規定する損害を第三者に対して賠償した場合、事業者に対して、賠償した金額を求償することができる。	第1項に規定する損害を第三者に対して賠償した場合、前項但書の場合を除き、事業者に対して、賠償した金額を求償することができる。
事業契約書（案）	23	18	第47条第4項	前項の場合その他	第1項及び第2項の場合その他
事業契約書（案）	24	4	第50条第1項	対象施設	対象施設等
事業契約書（案）	24	9	第50条第2項	対象施設	対象施設等

東京国際空港国際線地区エプロン等整備等事業 入札説明書・同添付資料 正誤表（9月30日）

資料名	ページ	行数	項目等	誤	正
事業契約書（案）	28	3	第60条第3項	第1項に規定する損害を第三者に対して賠償した場合、事業者に対して、賠償した金額を求償することができる。	第1項に規定する損害を第三者に対して賠償した場合、前項但書の場合を除き、事業者に対して、賠償した金額を求償することができる。
事業契約書（案）	28	6	第60条第4項	前項の場合その他	第1項及び第2項の場合その他
事業契約書（案）	29	32	第67条第2項第二号	第84条第1項第三号に規定された事業者の国に対する違約金債務を	第84条第1項第三号に規定された事業者の国に対する違約金債務（各大規模補修工事費の総額の10パーセントに相当する額の部分に限る。）を
事業契約書（案）	30		第67条第3項	【追加】	3 前2項に規定された履行保証保険契約の保険金額は、当該大規模補修工事費（消費税等を含む。）の10パーセント以上に相当する金額とし、その有効期間は、当該大規模補修工事实施期間とする。
事業契約書（案）	32	24	第78条第1項第一号	催告を受けてから6ヶ月間	催告を受けてから60日間
事業契約書（案）	36	2	第84条第1項第二号	対象施設等の引渡し後に解除された場合	対象施設の引渡し後（ただし、大規模補修工事中を除く。）に解除された場合
事業契約書（案）	36	10	第84条第4項	第78条の規定により	第77条又は第78条の規定により
事業契約書（案）	62	15	別紙14 1. ⑥	期待利益	逸失利益
事業契約書（案）	62	27	別紙14 2. (2)	不可抗力の事由1件ごとに	事業年度ごとに累計し、
業務要求水準書	7		第2編4. 事業内容 4. 2. 1	・場周柵及び管理フェンス	・場周柵、管理フェンス、照明共同溝、配管施設及び飛砂防止ネット
業務要求水準書	8		第2編4. 事業内容 4. 2. 2 (1)	【追加】	アースリング設置
業務要求水準書	9	25	第2編4. 事業内容 4. 4 (1)	第3編 要求水準参照	【削除】
業務要求水準書	9		第2編5. 2貸与物件	内容は省略	内容は省略
業務要求水準書	13		第2編6. 11 (1)	【追加】	なお、維持管理システムについては、維持管理システムの全体計画書、設計情報を含む施工中に使用する維持管理システム一式を提出しなければならない。
業務要求水準書	13	36	第2編7. 1 (4)	本件工事に隣接して同一時期に別件工事が行われている場合は、工事区域、工事工程、資機材置場、道路使用等は、監視職員の指示に従い、他工事との調整に協力しなければならない。	本件工事に隣接して同一時期に別件工事が行われている場合は、他工事との調整に協力しなければならない。なお、本件工事を円滑に行う観点から、工事区域、工事工程、資機材置場、道路使用等に関し監視職員の指示があった場合は、当該指示に従わなければならない。
業務要求水準書	16		第2編7. 10	【追加】	なお、維持管理システムについては、設計情報及び施工情報を含む維持管理期間中に使用する維持管理システム一式を提出しなければならない。

東京国際空港国際線地区エプロン等整備等事業 入札説明書・同添付資料 正誤表（9月30日）

資料名	ページ	行数	項目等	誤	正
業務要求水準書	16	20	第2編8. 1 (5)	S P Cは、維持管理に関する業務を行うに際し、隣接して同一時期に別件業務が行われている場合は、監視職員の指示に従い、他業務との調整に協力しなければならない。	S P Cは、維持管理に関する業務を行うに際し、隣接して同一時期に別件業務が行われている場合は、他業務との調整に協力しなければならない。なお、本件維持管理業務を円滑に行う観点から、監視職員の指示があった場合は、当該指示に従わなければならない。
業務要求水準書	18		第2編9	【追加】	(3) S P Cは、設計情報、施工情報及び維持管理業務の履歴情報を含む維持管理システム一式を提出しなければならない。
業務要求水準書	18	38	第2編9	(3)	(4)
業務要求水準書	19	14	第2編10. (4)	業務履行期間終了後、速やかに	業務履行期間終了後、20日以内に
業務要求水準書	19	17	第2編10. (5)	S P Cが国以外の相手方と本件事業の履行に関する契約を締結する場合には、当該契約書類の写しを、当該契約締結予定日の14日前までに、国に対し、その者の氏名又は商号及び住所等の必要な事項を記載した書面により通知するとともに、当該契約書の写しを提出し、国の承諾を得なければならない。また、当該契約書の内容を変更しようとするときも同様とする。	S P Cが国以外の相手方と本件事業の履行に関する契約を締結する場合には、当該契約締結予定日の14日前まで（事業契約と同日で契約締結する場合は同日）に、国に対し、その者の氏名又は商号及び住所等の必要な事項を記載した書面により通知するとともに、当該契約書（案）を提出し、国の承諾を得なければならない。なお、当該契約締結後速やかに、当該契約書の写しを提出するものとする。また、当該契約書の内容を変更しようとするときも同様とする。
業務要求水準書	24		第2編	【追加】	11. 13 東京都環境条例に基づく手続き S P Cは、本件事業用地において、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」第117条第1項に基づく調査を実施すること。
業務要求水準書	24	1	第2編	11. 13 本書に記載なき事項についての疑義	11. 14 本書に記載なき事項についての疑義
業務要求水準書	30		第3編第2章施設条件 境界部接続条件 基本施設の施設計画	【追加】	アースリングに係る提示条件 内容は省略
業務要求水準書	34		第3編第2章荷重条件 荷重条件 活荷重の載荷方法 航空機荷重	LA-1	LA-0
業務要求水準書	44		第3編第3章設計に関する要求水準 基本施設 ショルダー	【追加】	ショルダー幅拡幅にともなう要求内容 内容は省略
業務要求水準書	57	17	第3編第3章航空保安施設、道路駐車場照明灯等の維持管理	・保守要員の工種は電工とすること。	・保守要員の工種は電工（電気工事士法第3条に規定する4つの資格のいずれの免状又は認定証の交付を受けていること。）とすること。
設計関連資料集				【追加】	テザーアンカーの設計条件 内容は省略

東京国際空港国際線地区エプロン等整備等事業 入札説明書・同添付資料 正誤表（9月30日）

資料名	ページ	行数	項目等	誤	正
提示図面			全般	空港連絡道路北側エプロン マルチスポット 位置：903、904、905	空港連絡道路北側エプロン マルチスポット 位置：902、904、905
提示図面			全般	空港連絡道路南側エプロンショルダー幅：7.5m	空港連絡道路南側エプロン誘導路ショルダー幅：15m
提示図面			省略		
貸与提示資料			京浜急行空港線トンネル近接施工に関する留意事項	内容は省略	内容は省略
様式集及び記載要領	7	4	第16(2)① 工事費内訳書	・施設費（施設整備に係る設計費及び工事費）	・設計施工費（施設整備に係る設計費及び工事費）
様式集及び記載要領	9		第16(2)②b 基本施設設計計算書	【追加】	・アースリング
様式集及び記載要領	18		第16(2)②e	【追加】	施設断面図
様式集及び記載要領	18		第16(2)②e	【追加】	アースリング一般図
様式集及び記載要領	19		第16(2)②f	【追加】	アースリング数量計算書
様式集及び記載要領	19		第16(2)②f	場周柵・管理フェンス撤去工数量計算書	場周柵・管理フェンス・照明共同溝・配管施設・飛砂防止ネット撤去数量計算書
様式集及び記載要領	21	7	第22	それ以外では、特に指定のある場合を除き	それ以外では、様式19、20、21、22を除き
様式集及び記載要領	22		第25(5)ア	【追加】	c 測量、土質調査その他の関係する調査に係る計画を具体的に記述すること。
様式集及び記載要領			様式25	内容は省略	
様式集及び記載要領			様式27 施設条件・境界部接続条件 基本施設の施設計画	【追加】	アースリング
様式集及び記載要領			様式27 基本施設ショルダー	【追加】	構造
サービス対価の算定及び支払方法	4	10	4 サービス対価の確定	各段階において精査し、対象施設引渡日の30日前に	各段階において精査等し、完成確認依頼書の提出までに
サービス対価の算定及び支払方法	4	13	4 サービス対価の確定	(1) 事業契約締結後14日以内	(1) 事業契約締結段階
サービス対価の算定及び支払方法	4	15	4 サービス対価の確定	(2) 設計業務完了時	(2) 設計業務完了段階
サービス対価の算定及び支払方法	4	18	4 サービス対価の確定	(3) 対象施設引渡日の30日前まで	(3) 施工業務完了段階
サービス対価の算定及び支払方法	6	17	5(2)①イ	6月1日	7月1日
	6	18	5(2)①イ	6月1日	7月1日
	6	19	5(2)①イ	6月1日	7月1日
	6	28	5(3)①ア	6月1日	7月1日

東京国際空港国際線地区エプロン等整備等事業 入札説明書・同添付資料 正誤表（9月30日）

資料名	ページ	行数	項目等	誤	正
	6	32	5（3）①イ	6月1日	7月1日
	6	33	5（3）①イ	6月1日	7月1日
	7	2	5（3）②	6月1日	7月1日
	8	6	5（4）①ウ	6月1日	7月1日
サービス対価の算定及び支払方法	8	9	5（4）エ	アの規定による請求は、本改定方法の規定により大規模補修工事費の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、ア中「本契約締結の日」とあるのは「直前の本改定方法に基づく大規模補修工事費変更の基準とした日」とするものとする。	アの規定による請求は、「直前の本改定方法の規定に基づく大規模補修工事費の変更の基準とした日」から12月を経過した後、再度行うことができる。
業績等の監視及び改善要求措置要領	14	23	7（3）①ア	その他費用	その他の費用